

## 住宅用新エネルギー機器導入補助金 申請に関する注意事項

補助金の申請をするにあたり、要綱記載事項のほか、以下の点にご注意ください。

- ①申請書提出時、実績報告書提出時には、それぞれ「提出書類確認シート及び委任状」、「提出書類確認シート」を提出してください。様式は市のホームページから入手をお願いいたします。
- ②申請書の提出期限は、各年度における4月1日から翌年3月10日までです。  
ただし、当該期間の満了する前であっても、この補助金に係る予算が終了したときは、受付を終了します。
- ③申請書類の提出先は伊豆の国市役所大仁支所内の環境政策課、提出方法は直接持参のみ可とします。
- ④申請書の添付書類である「市税の未納がないことを証する書類」は、完納証明書などにより、申請書提出日前1か月以内の時点で未納がないことを証明できるものを提出してください。
- ⑤補助対象機器の設置工事は交付決定があった日以後に着手してください。
- ⑥交付決定にかかる標準処理期間は、申請書を受け付けた日から10日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く）です。ただし、申請書類に不備があった場合には、この限りではありません。
- ⑦補助対象機器の設置されている建売住宅を購入する場合には、当該住居の引き渡し前に交付決定を受けてください。
- ⑧実績報告書の提出期限に係る「事業完了の日」とは、設置工事完了日及び領収書の領収日のいずれか遅い日とします。
- ⑨実績報告書の提出期限である4月10日（10日が土曜日、日曜日又は祝日に該当する場合は、直前の平日）は提出書類の作成・提出のための期限であり、事業自体（機器の設置及び領収書の領収日）は3月中に完了するようにしてください。
- ⑩新築建物に機器を設置する場合、領収書の領収日は建物完成時金の領収日とします。
- ⑪確定通知書にかかる標準処理期間は、実績報告書を受け付けた日から10日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く）です。
- ⑫請求書の提出期限である、「確定通知書を受領した日から起算して10日を経過する日まで」は4月30日を限度とします。